

学外奨学生・学校推薦 公益財団法人 エフテック奨学財団

2023年度 奨学生 募集

- 1.応募資格 当財団より指定を受けた大学・大学院に在学する方。
詳細は募集要項をご覧ください。
- 2.採用人数 39名程度（2022年度からの継続申請者を含む）
- 3.応募人数 指定大学毎に応募人数は新規・継続合わせて2名程度で
お願いいいたします
- 4.奨学生給付月額 3万円/月
- 5.支給期間 2023年4月～2024年3月（採用者は翌年度在学中で資格を満たせば継続可）
2023年4月21日（金）16時
- 6.応募期日 **2023年5月15日（月）必着** 美術学部教務係、音楽学部学生募集係、
各校地事務室窓口に提出
- 7.選考・決定 ①第一次選考（書類審査）2023年6月初旬予定
②第一次選考結果連絡 2023年6月中旬予定
同時に第二次選考（面接）の時間調整を行います
③第二次選考（面接）※面接日は1日のみです
2023年6月下旬予定
新型コロナの感染拡大影響がある場合はリモート開催にすることもあり
④決定通知 選考委員会の選考を経て、理事会の承認をもって
決定し、結果を学校に書面にて通知します。
- 7.決定後の交流会 出席が必須です。
日時：2023年8月8日（火）予定
新型コロナの感染拡大影響がある場合はリモート開催にすることもあります。

2023年度奨学生募集要項

公益財団法人エフテック奨学財団

1. 奨学生の応募資格

- (1) 当財団の奨学生は、埼玉県およびその隣接する都県に住所を有する大学又は大学院のうち指定された大学・大学院に在学する日本国内外の学習意欲が高い、優れた学生であり、次のいずれにも該当するものが対象となる。
- ① 将来社会に貢献できる有用な活動を目指す学生
 - ② 奨学生を自身の将来の成長のために有用に活用できる学生
 - ③ 在学する大学・大学院によって推薦された学生

2. 奨学生の応募要件

- (1) 大学・大学院の要件（以下をもとに大学を指定する。）

当財団が応募を依頼した以下要件に当てはまる大学・大学院

- ・勉学に対し計画性をもち努力する学生、基礎知識を備えた学生の多い大学・大学院
- ・学生数が一定以上の大学・大学院
- ・総合大学のほか工学系、美術系など特色ある大学・大学院
- ・社会に貢献している大学・大学院

【指定大学（大学院）33校】

国公立大学（14校）	私立大学（19校）	
群馬大学（群馬）	女子栄養大学（埼玉）	立教大学（東京）
宇都宮大学（栃木）	日本工業大学（埼玉）	青山学院大学（東京）
埼玉大学（埼玉）	慶應義塾大学（東京）	学習院大学（東京）
埼玉県立大学（埼玉）	早稲田大学（東京）	成蹊大学（東京）
東京大学（東京）	上智大学（東京）	駒澤大学（東京）
東京工業大学（東京）	東京理科大学（東京）	芝浦工業大学（東京）
一橋大学（東京）	中央大学（東京）	専修大学（東京）
東京外国語大学（東京）	明治大学（東京）	東洋大学（東京）
お茶の水女子大学（東京）	日本大学（東京）	獨協大学（埼玉）
東京芸術大学（東京）	法政大学（東京）	
東京都立大学（東京）		
東京医科歯科大学（東京）		
東京学芸大学（東京）		
東京農工大学（東京）		

(2) 年齢要件

- ・大学2年次以上に在学し、出願する年の3月末において22歳以下
- ・大学院修士課程1年次に在学し、出願する年の3月末において25歳以下
※「修士課程」とは、修士課程、博士前期課程及び一貫制博士課程の1年次及び2年次をいう。
- ・専門職学位課程1年次に在学し、出願する年の3月末において25歳以下
※「専門職学位課程」とは、専門職大学院の課程、法科大学院の課程、教職大学院の課程をいう。
- ・大学院博士課程1年次に在学し、出願する年の3月末において28歳以下
※「博士課程」とは、博士課程、博士後記課程及び一貫制博士課程の3年次から5年次までをいう。

(3) 学業・人物共に優秀な方

(4) 留学生については上記(1)～(3)に該当する私費外国人留学生

(注1) 「私費外国人留学生」とは、「留学」の在留資格を有し、国費外国人留学生及び外国政府の派遣する留学生でない者。

(5) その他要件

① 奨学金の併給

- ・他の奨学金との併給は差し支えないが、奨学金給付額の合計額が一般の常識の範囲を超えていた場合は資格なしと判断する。

(注1) 奨学金給付額合計額の一般の常識の範囲とは在学する大学・大学院の年間の授業料および諸経費を基準に判断する。

(注2) 「高等教育の無償化に向けた大学等就学支援法」(以下大学無償化法)に基づき、授業料減免並びに給付奨学金を支給される者についても原則として上記(注1)の基準を適用するものとする。国公立大学、私立大学の一般的に考えられる授業料、諸経費をもとに算定した大学無償化法適用者に対する当財団の奨学金給付の可否は原則、以下の通りです。

本学の場合、日本学生支援機構給付選定基準で第1区分に採用されている方は原則として上記(注1)の基準を適用するものとする。国公立大学、私立大学の一般的に考えられる授業料、諸経費をもとに算定した大学無償化法適用者に対する当財団の奨学金給付の可否は原則、以下の通りです。

	区分	年収水準	住居	文系	理系	医科歯科
国 公 立	第Ⅰ区分	295万円未満	自宅	否	否	否
			下宿生	否	否	否
	第Ⅱ区分	295万円以上	自宅	可	可	可
		395万円未満	下宿生	可	可	可
	第Ⅲ区分	395万円以上	自宅	可	可	可
		461万円未満	下宿生	可	可	可
私 立	第Ⅰ区分	295万円未満	自宅	否	可	可
			下宿生	可	可	可
	第Ⅱ区分	295万円以上	自宅	可	可	可
		395万円未満	下宿生	可	可	可
	第Ⅲ区分	395万円以上	自宅	可	可	可
		461万円未満	下宿生	可	可	可

(注3) 当財団に応募している学生は、大学無償化法に基づく通知書を受領した場合、直ちに当財団あてにその旨届け出ること。

② 年1回の奨学生交流会への出席

- ・奨学金給付による金銭的支援のほか、奨学生同士の情報交換・人脈拡大、当財団から奨学生への情報提供といった金銭以外の支援を目的に奨学生交流会を開催します。奨学生の方にはこの奨学生交流会に原則として出席いただきます。

新型コロナ感染症拡大した状況下では、リモートでの交流に変更する場合もある。
世帯年収は日本学生支援機構の貸与型第二種奨学金（大学・国公立）の家計基準を上限とします。基準を超える方は申請不可。

3. 奨学金給付額と給付の方法

家計基準についてのご質問は奨学係までお問合せください。

- (1) 奨学金給付額：月額3万円（年間36万円）

- (2) 給付の方法：採用が決定した奨学生に初めて奨学金を給付する際は、採用を決定した月の翌月に、4月に遡って給付。その後は、隔月毎上旬に、送金の方法で給付する。

4. 奨学金給付期間

1年間（4月～翌年3月）。ただし延長申請を認める。

※奨学期間中、所属大学、大学院に在学していることを条件とする。

5. 申請者の区分

- (1) 新規申請者：当財団から奨学金給付をしたことのない申請者
- (2) 延長申請者：当財団から過去に奨学金を給付された申請者（2022年度の奨学生のうち27名が延長申請の予定）

6. 応募の方法

- (1) 手続

奨学金の給付希望者から(2)の応募書類を在学する大学経由で受領する。個人からの直接申請には応じない。

- (2) 応募書類

応募書類は以下とし応募者に対し返却はしないものとする。

①奨学金願書

- ・当財団指定用紙
- ・写真1枚を貼付（カラー、上半身正面、応募前3ヵ月以内、横3.5cm×縦4.0cm）

②推薦書（学校推薦者の自筆署名を必要とする。）

③成績証明書（原本またはコピー、直近の年のもの）

- ・履修科目、単位数、点数、評価及びその説明のあるもの。合格、不合格の評価のみのものは不可。

④在学証明書（直前3ヵ月以内発行のもの。）

⑤住民票の写し（マイナンバーの記載ないこと）

・写しのコピー不可。記載内容が省略されているものは不可。

・留学生の場合は、在留カードのコピー。（表面と裏面をコピーのこと）

・現住所と住民票の住所表示が異なる場合は、大学が発行する「居住証明書」添付。

(3) 応募書類の締切 **現住所が証明できる書類（賃貸借契約書・公共料金の請求書等）のコピーおよび、住民票を一にする父母等が作成した住居証明書を提出してください。**

~~2023年5月15日（月）当財団必着（新規・延長申請とも）~~

2023年4月21日（金）16時

美術学部教務係、音楽学部学生募集係、各校地事務室窓口に提出

(1) 選考は、第一次選考として書類選考、第二次選考として面接試験（第一次選考合格者のみ）を行う。

(2) 書類選考については、選考委員会が奨学生願書等応募書類をもとに学業成績、関心、将来の希望について総合的に評価を行う。（新規・延長申請とも）

(3) 新規申請者のうち書類選考通過者に対しては選考委員会による面接を行う。学生に対しては当財団から直接連絡し面接の日程調整を行う。延長申請者は、原則書類選考により合格を決定するが、選考委員会が面接を必要と判断した場合は面接を行うものとする。面接は新型コロナ感染症の影響等によりリモートによる面談にする場合もある。

なお、書類選考の結果、不合格となった者については、当財団より本人及び大学にその旨通知する。

(4) 6月下旬頃、選考委員会が、第二次選考として面接試験を行い、奨学生候補者と選定し、当財団理事会が採用を決定する。

(5) 合否の結果は理事会終了後に当財団より本人及び大学に通知する。

8. 奨学生の義務

当財団の奨学生に採用された場合には、以下事項について、誓約書を提出していただきます。

(1) 今後一層学業に精進し健康に留意して、当財団の期待する奨学生に相応しい態度と言動をとること。

(2) 奨学生は学業及び研究遂行のために使用し、他の目的には一切使用しないこと。

(3) 当財団が実施する奨学生交流会には必ず出席し、奨学生間の意識の高揚と親睦を深めるとともに、社会貢献への志を高めること。 **日時:2023年8月8日（火）開催予定**

(4) 年度末後1ヶ月以内に学業成績書、生活状況報告書を提出すること。（大学・大学院の都合により学業成績書の提出が遅れる場合は1ヵ月を超過することはやむを得ない。）

なお、奨学生給付の継続申請者は所定の用紙をもって上記書類の提出に変えることができます。

(5) 以下の事項が生じた時は、ただちに当財団あてに届け出ること。

- ・本人の氏名、住所、電話番号その他の重要な事項に変更があったとき。
- ・休学、復学、転学、留学、留年、停学、退学など学籍上の異動があったとき。
- ・他の奨学生制度による奨学生の受給が決まったとき。

9. 奨学生の休止、停止又は廃止

奨学生が次のいずれかに該当することとなったときは、奨学生の給付を休止、停止又は廃止することがあります。奨学生の廃止の事由（下記（3）～（8））に該当することとなった場合、故意若しくは重大な過失による違約・違反が認められた場合には、奨学生の一部もしくは全額の返還を求めることがあります。

- (1) やむを得ない事情により大学を休学又は長期にわたって欠席したとき
- (2) 学業または性向などの状況により指導上必要があると認めたとき
- (3) 傷い疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
- (4) 学業成績又は操行が不良となったとき（廃止）
- (5) 在学する大学における学籍を失ったとき（廃止）
- (6) 当財団の事務局と連絡がとれなくなったとき又はその指示や指導に従わなかったとき（廃止）
- (7) 本財団もしくは支援企業の名誉を傷つけ又は著しく迷惑をかけたとき（廃止）
- (8) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき（廃止）

以上

2023年度奨学生募集ご応募に対する補足説明

【奨学生願書】

- ・日付は全て西暦でご記入ください。
- ・住所は自宅および自宅外と2項目ありますが、家族と同居している場合は、自宅のみを記入し、寮やアパートなど家族と別居している場合は、自宅（実家）と自宅外住所（別居先）をご記入ください。
- ・『他の奨学金受給状況』につきましては、「大学無償化申請」と「貸与型」と「給付型」を分けておりますので、それぞれ該当する場合は、ご記入ください。
- ・大学無償化に申請している場合、すでに通知が届いていればそのコピーを添付してください。
応募締め切り後でも通知が届いた時点で学生課奨学係へ提出してください。（併給の範囲は別紙大学無償化に伴う併給ガイドラインを参考にしてください）
- ・年間授業料は年間の学費（授業料やその他大学へ支払う金額）を記入してください。授業料減免されていても通常納めるべき額をご記入ください。
- ・家計基準は日本学生支援機構の貸与型の第二種奨学金を上限とします。

（自分が該当するか不明の場合は学生課奨学係までお問合せください）

また生計支持者が日本国外で就労されている場合は、日本の源泉所得の他、海外給料（現地給与）を含めて年収の記載をお願いいたします。

- ・大学独自で行っている授業料減免制度を受ける場合は、併給の扱いにはなりません。学部生・大学院生とも応募可能です。
- ・次世代研究者挑戦的研究プログラムに採択された大学で採用が決定している大学院・博士後期課程の学生は併給の扱いにはなりません。応募可能です。
- ・『今まで行ったボランティア活動』は過去3年以内に行った活動を記載してください。

【奨学金推薦書】

- ・推薦書は、指導教員に記入していただくよう各自依頼をしてください。

【その他の応募書類】

- ・成績証明書、在学証明書、住民票の写しを用意してください。住民票の写しは、世帯全員のもの（申請者と世帯主が別々な場合には、双方の住民票）をご提出ください。
また、アパートや寮などに居住されていても住民票を移されていない場合は、現住所が証明できる書類（賃貸借契約書・公共料金の請求書等）と、住民票を一にする父母等が作成した居住証明書を提出してください。